

六十三 第67条の9～第67条の11《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
第67条の9～ <u>第67条の11</u> 《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係	第67条の9～ <u>第67条の9の3</u> 《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係